

3月1日・2日は スマホ申告の相談コーナーを開設します！

マイナンバーカードとスマートフォン（スマホ）を使った電子申告を行う方法を、税務署の職員が分かりやすく説明します。

電子申告ができるようになれば、混雑する税務署や申告会場に出向かなくても、自宅で申告することができます。

日時 令和5年3月1日、3月2日 9時～11時、13時～16時
（午前、午後ともに整理券がなくなり次第受付終了）

場所 富津市民会館1階 ホール（申告相談会場内）

内容 税務署職員に相談しながら、御自身のスマホを使用して確定申告を電子申告で行います（先着順で整理券を配布）。

【相談（申告）に必要なもの】

- 令和4年中の収入が分かる書類（源泉徴収票、収支内訳書 など）
- 各種控除に必要な書類（保険料控除証明書、医療費控除の明細書など）
- マイナンバーカードの読み取り機能のあるスマホ
- マイナンバーカード（カード作成時に登録したパスワードも必要です）又は『確定申告の際に使用するID・パスワード(事前に取得済みの方)』
- マイナンバーカード以外の官公署が発行した顔写真付き身分証明書（マイナンバーカードのパスワードがわからない場合、再設定に必要）
《所得税が還付となる場合》
- 申告者名義の口座がわかるもの（預金通帳など）

※相談内容に応じて、この他に書類が必要となる場合があります。

**申告の内容によっては、相談(申告)できない場合があります。
詳細は、裏面を御確認ください。**

お問合せ先
富津市役所 課税課
電話 0439-80-1241

【市の申告相談会場とスマホ申告相談コーナーで受付できない申告】

- 土地、家屋等に係る譲渡所得がある
- 株式等の譲渡所得がある
- 分離課税の配当所得がある
- 先物取引による所得、山林所得、退職所得がある
- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告のうち、連帯債務や共有持分がある
- 雑損控除の確定申告

※上に該当する場合は、以下の申告書作成会場を御利用ください。

【税務署による申告書作成会場】

開設期間	会場	時間
2月16日(木) ～3月15日(水)※1	スパークルシティ木更津4階 (木更津市富士見1-2-1)	午前8時30分 ～午後4時※2

※1 土、日及び祝日を除きます(2月19日・2月26日は開場します)。

※2 入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

【事前準備】

- マイナンバーカードによるスマホ申告は、『マイナポータル』のアプリが必要になります。以下のQRコードからダウンロードの上、インストールをお願いします(インストール後に起動する必要はありません)。



- マイナンバーカードを使用したスマホ申告は、2つのパスワード※が必要で、登録したパスワードがわからない方は、天羽行政センター又は富津市役所市民課で再設定できますので、『マイナンバーカード以外の官公署が発行した顔写真付き身分証明書』をお持ちいただき、お手続きをお願いします。

※利用者証明用電子証明書のパスワード(4桁)と署名用電子証明書のパスワード(6桁～16桁)